

平成25年白老町議会建設厚生常任委員会協議会会議録

平成25年 2月22日（金曜日）

開 会 午後 4時14分

閉 会 午後 5時10分

○会議に付した事件

1. 町職員の地域訪問活動に関する説明（実施結果）について
 2. 空き家等の適正管理に関する条例の制定について
-

○出席委員（6名）

委員長 西田 祐子 君	副委員長 広地 紀彰 君
委員 氏家 裕治 君	委員 大淵 紀夫 君
委員 松田 謙吾 君	委員 吉谷 一孝 君

○欠席委員（1名）

委員 及川 保 君

○説明のため出席した者の職氏名

生活福祉部長	須田 健一 君
生活環境課長	竹田 敏雄 君
生活環境課参事	中村 英二 君
生活環境課主幹	渡辺 博子 君
生活環境課主査	本間 力 君

○職務のため出席した事務局職員

参 事	熊倉 博幸 君
書 記	小山内 恵 君

◎開会の宣告

○委員長（西田祐子君） ただいまより建設厚生常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 4時14分）

○委員長（西田祐子君） 本日の委員会協議会の案件は2件であります。最初に町職員の地域訪問活動に関する説明について担当課から説明を求め、その後空き家等の適正管理に関する条例の制定について担当課から説明を求めたいと思います。

それでは、まず担当課のほうから何かございますでしょうか。

須田生活福祉部長どうぞ。

○生活福祉部長（須田健一君） 具体的な内容は担当課長のほうからご説明させていただきます。きょうは長時間でお疲れのところ大変申しわけございませんが、地域訪問活動を来年度から地域担当職員制度の導入というようなこと等もありまして、また空き家の対策とって条例の制定もこの後用意しているということで、きょうご説明をさせていただいて、ご理解を賜って進めていきたいというふうに考えてございますのでよろしく申し上げます。

○委員長（西田祐子君） 中村生活環境課参事どうぞ。

○生活環境課参事（中村英二君） それでは、資料の説明をさせていただきたいと思います。昨年10月23日、当委員会におきましてこの訪問活動の事前の説明をさせていただき、11月12日から活動いたしました。資料につきましては厚くなっておりませんが、4項目に分けて説明をさせていただきたいと思います。

1点目は、実際に訪問した日程ですとか、私どもがかかわった実施内容についての説明。

2点目につきましては、訪問先でのアンケート調査、こちらが用意したものについての集計結果。

3点目につきましては、町民の皆様から自由意見をいただきましたので、このまとめ。

最後に4点目としまして、簡単なまとめをいたしてございます。

それでは、資料1ページ、1点目の実施概要について簡単に説明させていただきたいと思います。1点目ですが、実施時期につきましては、11月12日から約1カ月間、実働は21日間実施をさせていただきます。実施の訪問先等につきましては1ページの下段になりますが、満75歳、76歳の世帯、対象が606名いらっしゃいましたが、実際に対象とさせていただき訪問活動をしたのが549件、このうち498件のご回答をいただきました。

2ページをお開きください。活動体制であります、2人1組で管理職を中心に25班を編成し、管理職以外の職員を含めて51名で実施いたしました。（4）の活動日数であります、当初3日間程度を予定しておりました。1日7軒回って3日間程度というふうにもくろみましたが、実際には2.8日間ということで、当初の予定通りの日数で活動を行うことができました。

5番目として、面談時間ではありますが、1軒ずつ訪問した中で、実は5分以内で調査を終え、自由意見をいただいたという終了が約3割、これを含めまして10分以内で済んだというのが全

体で 498 件のうち 327 件、6 割を占めていると。全体、短時間で終了したというのが今回の活動でございました。主な要因としましては、寒い時期でありましたので、玄関先で簡単に、それから突然来られたので言うこともないというようなことが私どもの想定であります。反対に 30 分以上というのが 50 件ほどありました。1 時間以上話したというのが 7 件ということで、合わせて長く話を聞いたのが 1 割、3 ページの一番上になりますが、全体の面談時間については約 13 分間というのが平均的な時間でありました。

次に、4 ページをお聞きいただきたいのですが、下段の 8 番目、訪問活動に従事した職員の声、12 月 27 日に担当した職員が集まりまして、反省を含めた報告会というものを開催しました。この中で職員からの意見を 4 ページと 5 ページに書いているとおりののですが、この中で、先ほど申しましたとおり寒い時期で、もっと暖かい時期に検討すべきというものが 1 点であります。また事前のアポをとれるような体制がございましたので、突然お邪魔したということで、なかなか本音を聞くことができず、もう少し時間をかける工夫が必要だという職員からの意見がございました。

5 ページになりますが、全体の要望、意見等については少ない印象だったのですが、出された声というのはやはり自分の生活に密着したものが多くて、特に悩みのある方については時間をかける必要があるのかなということが 1 点であります。あと、直接職員が出向いて生の声をお聞きするということはとても重要だということを考えた職員から、ただ町民の方にとっては、あれをやってくれる、これをやってくれるという期待感を抱かせるというようなことも懸念されました。丁寧な対応をすべきということで、実際その丁寧に対応したつもりでございしますが、そういった留意点が出されておりました。あと、中段になりますが、地域の声を聞く方法につきましては、既に町内会ですとか、町連合、または役場の各部署が出向いて実際に民生委員さんも含めて聞いている声というのがあります。そういったものとの重複もあるので、今後さらに町連合ですとか、まちづくり活動センター、こういったところとの機能分担なども含めて整理すべきということでもあります。5 ページの一番下ですが、この反省会の中で、担当部のほうから答えさせていただいております。職員の皆さんに。地域との信頼関係を高めていくには時間がかかるし、職員の皆さんにも負担はかかるよと。ただ机上では得られないものをたくさん得たでしょうということをお伝えしております。

7 ページをお聞きいただきたいのですが、アンケートを今回の 5 点、質問させていただいております。問 1 ということで世帯数の状況を教えてくださいということを 1 点目のアンケートとして確認をとっておりますが、全体では男女ともにご夫婦健在で一緒に生活しているという方がこの 75、76 歳では 6 割ということで、一緒に住まわれております。夫婦だけ、それから同居も含めて、そういった場合には男性の数が女性の数より多いのですが、一緒に住む場合については男性の数が多いたのですが、1 人になった場合とか、ひとり暮らしで家族と同居というのを見ると、女性の数が男性の数より数倍ということで、特徴的なものが見えております。

8 ページを開いていただきたいのですが、質問の 3 点目に困っていることは何ですかという質問をし、①、健康に関することから 14 項目こちらで設定してお伺いをいたしました。この中

で、全体で見るとやはり健康に関すること、それから病院、そういったものに困っているというのが 203 件ということで、大きなウエートを占めておりました。関連して、交通手段ですとか買い物に困っている、こういったものが上位にありました。

9 ページ、問 4、質問ですが、困ったときにどんな方に相談いたしますかということの設定問ではありますが、家族・親族というのがほとんど、500 件の 384 件ということで、ほとんどなのですが、2 番目に多かったのが町内会、近所、友人・知人ということで続いておまして、町内会等に相談するというのが数的に多かったのかなということであります。あと、役場、民生委員、社協等に相談というのが比較的少なかったというのが特徴として出ておりました。

10 ページ、最後の質問の 5 点目なのですが、地域担当職員制度にかかわる質問をいたしました。地域の要望を聞いたり問題を解決したりするためには、ということの質問です。これは漠然とした質問で、最も多かったのは特にないというお答えでありました。当然かと思えます。突然押しかけていって何かないかということですので、ほとんどがないという今回の回答でした。ただ困ったときに相談する機会を充実してほしい、相談窓口などがわからない、わかるようにということの関係が多くあったという特徴であります。

次に、11 ページですが、大きな 3 点目の地域の方から自由意見ということで、実は 700 件ほど聞いてきた声の中で項目を整理させていただきました。11 ページに書いてありますとおり、大きく分類をさせていただきまして、交通手段に困るよというようなことが一番多くて 90 件。以下ここに書いてあるとおり 01 から 17 まで区分をいたしております。12 ページ、13 ページなのですが、今申しました 01 から 17 項目までの中で、それぞれ 01 ですと交通手段についてなのですが、それぞれ主だった声をまたさらに整理して件数を括弧書きで書いております。これだとわかりづらいと思しますので、次のページ以降で説明させていただきたいと思えます。

14 ページなのですが、交通手段に関する自由意見、円グラフで書いてあるとおりなのですが、元気号に対する期待というのが大変多くて、元気号は便利、料金を上げてもいいから継続してほしいとか、今のものはいいよというようなこと、またバス停が不便だよ、そういったものを改善してくれればというようなことも含めれば、大体 6 割くらいが期待する声というふうにみえております。今は車があって運転できるのだけでも、この先運転できなくなったら不安だというのが 34%ということでありました。

特徴的なことで、16 ページをお開きいただきたいのですが、09 で高齢というキーワードで並べたものがたくさんあったということなのですが、この分け方がちょっとまずかったのかと思えますが、この高齢に関する部分以外にも、医療に関する部分だとか健康というジャンルで多かったのが、健康だとか病気に関する声というのが大変多くありました。自分の健康、そして家族の健康、病気、通院、そういったものが全体の 700 件のうち約 7%ということで 51 件ほど健康に関するものが声として出されております。

20 ページをお開きいただきたいのですが、08 ということで、今回の地域担当職員制度に関するものを整理いたしました。20 ページと 21 ページに書いてあるのですが、個別訪問はいいよ、来てほしいよということがそこに付記してありますが、個人だとなかなか役場に行って話せな

いこともこのように来てくれることによってお話ができるよという声や、こういった個別訪問はいいよという声が1点ありました。

21 ページになりますが、地域ですとか町内会、役場とのつながりが必要であるというようなこと、役場の職員も堅苦しくなく気楽に町内会の会議に顔を出してほしいというような声などがありました。あと、ちょっと辛口な声では、一番下になりますが、全戸、全軒を回れないのであればこういったことはやめたほうがいい。無駄な経費かかるというようなことを言った方がおられました。括弧書きに書いてありますが、実際いいことだということもこの方は反面、肯定もしていただいているということでございます。

次、22 ページですが、町内会に関することについての意見でありました。町内会活動には22 ページの下のほうに書いてあるとおり、大変仲がいいだとか、町内会長さんがいろいろ面倒みてくれて、除雪もしてくれるという声があった一方、23 ページになりますが、現在の状況で、地域で助け合うというのは必要だよ、だけど役員さんも高齢になって助ける側にも限界が見えているというような声がありました。あと不満ということで、町内会で元気ですかというような声かけがないので、そういったこともやってほしいというような声がありました。あと、改善や見直しということで、ある町内会では、毎月町内会費を集めるようにして、毎月顔を合わせるように工夫をして、各町内会高齢化が進んで町内会のあり方を考える時期にあって、町も考えなさいというような意見もありました。簡単ですが、こういった地域の自由意見がありました。

最後になりますが、26 ページと27 ページ、4点目になります。地域訪問活動まとめということで、(1)につきましては、今回聞いてきたものをどのように活用したかということの整理でございます。1点目につきましては、訪問した際に職員からできること、できないこと、そういったものをなるべく即決できるようにお話をし、接しておりますが、中にはやはり戻ってから回答しなければいけないというようなこともありまして、お金がかかることすとか、いろいろ計画の関係、こういったものが20項目ほどありまして、これらについては個別の対応をさせていただいております。またせっかく聞いてきた中で私ども職員が見直すべきこと、改善項目、こういったものも約30項目ございまして、各課にお示しをして改善をしていくという取り組みをいたしております。

また公表につきましては、ホームページ等とそれから主だった公共施設等に文章ベースで置いてということ、あと広報3月号に關係記事を掲載し、お知らせすることになっております。このあと3月3日に、町連合が毎年やっております町内会の活動実践交流会ですか。これが開かれますので、この中でも、私ども職員からこの報告をさせていただく予定になっております。

2点目になるのですが、反省事項、今後の制度に向けての参考事項ということ、たくさんものがあるのですがけれども、何点かピックアップしました。町民の方から現在、自分自身、家族で頑張るといふ方の声がたくさん多くて、今は大丈夫で頑張っているよといふものがあるのですがけれども、しかしこの先を考えると、いろんな医療、交通手段、不安が多いといふことが多くありましたので、こういったことの検討をひとつ受けとめております。また困ったときに誰

に相談したらいい、どこに相談したらいい、わからないというのがありますので、こういったことについても検討を加えていきたいという考え方です。それから、先ほどの報告に重複しますが、町内会の活動、こういったものでいい町内会、できていない町内会それぞれありますので、こういった町内会に対するかかわり方も大切かなと思っておりますので、連携強化を図りたいと思います。

27 ページになりますが、制度の構築の中で、担当のほうで全国の実例を勉強しておりますが、やはり今回のような訪問活動で得た白老町民の方がどう悩んでいるのかという声、こういったものをまた生かしながら白老の制度として参考にさせていただく考え方であります。また直接個人に今回聞いて回ったのですが、やはり直接個人に聞くことの重要性というのがあります。また従来からやっております間接的に、例えば町内会ですとかいろいろな団体を通しての個人の声を聞くということもあります。これら複合的に検討をしていきたい考え方であります。また職員が地域へ出て行くということは、やはり先ほども申しましたとおり、机に向かっているだけのことではないいろいろな物を得るということが今回の訪問でやはり多くの職員が考えております。今後の中で生かしていく考え方であります。そういったことでたくさんのものを、たくさんのヒントをいただきまして、仕事に今後生かしていきたいという考え方で訪問活動を終え、今回の報告とさせていただきたいと思います。

以上であります。

○委員長（西田祐子君） ただいま説明がありましたけれども、この件について特にお聞きしたい、確認しておきたいという質疑がありましたらどうぞ。

氏家委員。

○委員長（氏家裕治君） 氏家です。1点だけお聞きしておきたいと思います。25年度からこの地域担当職員制度を取り入れていくという考え方だと思うのですが、今回は地域の訪問活動を通じた、そういう一つのアンケートみたいな調査で終始したのかなと思いますけれども、今後この活動というのはどういった方向性で考えているのでしょうか。

○委員長（西田祐子君） 中村生活環境課参事。

○生活環境課参事（中村英二君） ただいまの氏家委員からのご質問であります。個別の訪問というのも大変意義のあることであります。こういったものも取り入れながら、地域に担当者を配置していくという方向で、今最終的な内部の調整をしておりますが、先ほど申しました個別とその全体的なものを複合的に考えながら取り組む考え方で整理中でございます。

○委員長（西田祐子君） 氏家委員。

○委員長（氏家裕治君） 氏家です。確かに役場職員の方々が机の上から各地域に出向いて個々の話を聞くというのも確かに大事なことなのだなと、これは否定しません。否定しませんが、例えば平成23年度のまちづくり町民意識調査なんかの報告書を見ますと、65歳以上の方々のアンケートの数が圧倒的に多いというのは当然見えてきますよね。調査を見た結果です。これは確かに地域の職員は、地域に出向いてそういった活動をしなく、ただの抽出したアンケート調査でアンケートをしているみたいですが、この中を見ても、そして今回のこの報告資

料、きょう見せていただきましたけれども、思っている大きな課題というのは、前回 23 年度の町民意識調査の中でも取り上げられているような、例えば病気に関すること、それから、通院に関することだとか、防災に関する意識調査、意識なんかも高い、こういった分野が出ていても、なかなかその防災に対しての行政の意識改革というのがはっきり言ってなっていないですよ。分野で防災の関係だとかの議会が質問したとしても。職員が現場に行ってそれを聞くことによって、そういったもの一つ一つ実現していく。一つ一つが課題解決に向けて頑張っていくという約束をしてこられるのか。してこられるのかという言い方はよくないかもしれないけれども、顔を見なくても無差別で吸い上げた意見というのは、もしかしたらそこに本音があるかもしれない。顔を見ることで本音が出ることもあるかもしれないけど、ちょっと自分の心を和らげて相手を見て話をする人だって中にはいますよね。そうすると、その地域訪問で得たものと、実際顔を見ないで無抽出で上げてきた意見の調査、この整合性をどう図っていくのかなど。絶対というか、私は言葉でいいことは言ってほしくないのです。町民からの意識調査をやったのだと。こういったことが必要なのだと。病気についてのこと、防災についてのこと、不安なのだ。それに行政がしっかり向き合っているかということなのです。こういった地域訪問活動をして、それでやるというのか、そこが私はどうしてもパフォーマンスにしか見えないわけです。だからそこを本当に実行性のあるものにして、議会も同じなのです。いろいろな人の話を聞いて、それが1つでも町民に返せるような形に残していけるものがあって初めて信頼関係がそこに生まれてくるのだけど、行政だって1回まちに出た以上はそういう形にならなければならないのではないかと私は思います。その辺についての考え方だけお聞きします。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長どうぞ。

○生活福祉部長（須田健一君） 今氏家委員のほうからお話がありましたが、まずその地域に出て皆さんの声一つ一つをすぐ行動に起こして解決していくということは、現段階ではやはりなかなか難しいです。ただねらいとしては、やはりそれに携わっていく職員の意識がまず変わるといことで、実際に多くの人間が生の声聞いて、それによって一人一人がそれぞれのことに携わっていく中で、町民がどう考えているのかというような意識も踏まえた中で、その事業に取り組んでいくというのですか、そういうことで段々変わっていくというのですか、ですから、聞いてきたことを直ちにそれを実践してこう直していくと。できることは当然やっていくのですが、まずそれに携わっていく人間のレベルアップというのですか、こういったものも合わせてこういうことをやっていくことによってつくり上げて、役場が変わったなど、職員も変わったなどと言われるような形で町民と信頼関係を築きながら、そういった町民の要望に答えたいけるようになっていくような、段階としてこういう事業をスタートしていくということになると思うのです。ですから氏家委員おっしゃったとおり、それをどうしていくかという、すぐにはできないかもしれませんが、やはり職員がそういう意識、正直言って我々も全員そういうことでまちづくりに取り組みながら仕事をしているかといったら、やはりそれぞれ疑問を持たれている方もいらっしゃるのではないかと思います。ですから、もう少しやはり携わって、まちづくりに携わる職員が、今頃何よという話になるかもしれませんが、やはりもっともっと

変わって、その情熱を持ちながら仕事をしていくということで、この制度のスタートとして、やはりただ行って聞いてきたということでは何の効果も出てこない。ですから、行く人間がどういう気持ちで行って、それをどう受けとめるかということが大事だと。その意識を何とか変えていく一つの手法としても取り組ませていただいているということですので、その辺はご理解をいただいて、今後も進めていきたいということで考えているわけでございます。

○委員長（西田祐子君） よろしいですか。ほかに特に今確認しておきたい、質問しておきたいということはございますか。

広地副委員長。

○副委員長（広地紀彰君） 広地です。御苦勞さまでした。ただ、本当に苦勞をしたのはあると思うのです。というのは、地域担当職員制度、こういう制度の構築ではなかったというふうに認識しているのです。地域に担当者を置いて町長にきちんと声を伝えるという、そういういろんな行事にも参加しながらという感じで、ほとんど75歳以上ということで600件に対して訪問活動というのは、当初の制度の構築と若干結びつかない面があるのですけれども、ただ、その点があるので、先ほど同僚議員からもあったとおりの今後の考え方としてこれを続けていくのであれば、結構本当に今お話が出たとおりで、続けていかないと意味がないし、さらに続けていくのであれば、高齢者をずっと対象にしていくのかと。子育て世代、若者や勤労者世帯もあるわけだから、そういった部分で本当に腰をすえて地域訪問していこうということになっていくのか、それとも本来である地域担当職員の構築に向かっていくものなのかというのをやっぱりまず確認したい。

○委員長（西田祐子君） 中村生活環境課参事。

○生活環境課参事（中村英二君） 実際にはいろいろな手法が全国にあるということで、この地域担当の手法の一つであるということでもあります。将来的には地域に専任の職員を置けるような、そういった制度を目標にして段階を踏んで取り組みをしていきたいという考え方の途中であります。実際に個別に訪問した中でアンケートと違ったやりとり、よく来てくれたなという生の声、そういった部分での本当に職員が感じるもの、町民の方が感じるもの、得るものはいっぱいあります。これを未来永劫やるということではなくて、対象者もそれぞれ選択しながら、ここら辺もステップアップしていきたいという考え方の途上というふうに考えていただきたいと思えます。

○委員長（西田祐子君） 広地副委員長。

○副委員長（広地紀彰君） 最後です。この報告自体は大変意義深いというふうに私も考えているのですけれども、ただ、実活動日数21日間、日常業務に対しての影響というのはなかったのですか。

○委員長（西田祐子君） 中村生活環境課参事。

○生活環境課参事（中村英二君） 資料に書いてありますとおり、最大で延べ16時間というのが2人1組で出た実績であります。これは1日5時間で終わったチームも実は25班のうち1班あったのですけれども、丸1日出て今回のものが終わったというところもあれば、7日程度分

散して出て、トータルで終わったというようなことで終わっております。実際先ほど報告しましたとおり、大体3日間程度で終わっているというもので、極力今後やる中では、これよりもさらに負担がないような方法、こういったものを検討しながら、今回の実績をちょっと試行的にやりましたので、ここら辺を整理させていただき、進めたいという考えです。

○委員長（西田祐子君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） ほかに質疑はないようでございますので、町職員の地域訪問活動に関する説明について担当課からの説明を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時46分

○委員長（西田祐子君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、空き家などの適正管理に関する条例の制定について担当課から説明を求めます。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 私のほうから空き家等の適正管理に関する条例の案についてご説明させていただきます。主要な部分を捉えながら順番に沿って説明していきたいと思っています。

まず、条例に関する案につきましては資料1にございます。それから、パブリックコメントの手続をしております。その結果は資料2にあります。パブリックコメントによる修正内容については資料の最初、3、パブリックコメント等による修正内容についてということで(1)から(3)まで記載しております。その下のほうに4として事務処理等の対応の流れということで資料3をつけさせてもらっています。最後に5、廃屋対策会議についてということで構成等が記載されております。この順番で説明をさせていただきたいと思います。

最初に、条例の案について資料1をご覧くださいと思います。主要な部分を読んでいくことにします。条例の目的については第1条に記載されております。管理不全な空き家が引き起こす問題は、町民の生命、身体、財産、地域の生活環境に大きな妨げとなることから、これらの発生を防止することを目的として、第1条が制定されているというものでございます。

定義については第2条に定めております。条例で使われている用語のうち、明確にする必要がある用語を定義づけしているのが第2条でございます。(1)、空き家等ということになります。①、建物その他工作物及び敷地というふうになっております。その他の工作物というものは、倉庫や塀などを指しております。②、常時無人の状態の部分でございますけれども、不法占拠者がいる場合でも無人であるというふうに判断したいと考えております。(2)として、管理不全な状態でございます。①、主要な部分が老朽化し、居住等の用には耐えられず、崩壊等の危険な状態のことを指しているというふうになります。②としましては、不特定者の侵入による火災や犯罪が誘発される恐れのある状態のことでございます。景観上、それから周辺環境

に悪い影響を及ぼすおそれのある建築物で、単なる空き家というものは含まないというふうに指定しております。

次のページをお開きください。所有者等の責務ということで、第3条に規定させてもらっています。空き家の所有者に対して空き家等を適正に管理し、その地域の生活環境を良好に保全していく義務があることを位置づけたものでございます。

第4条につきましては、情報提供ということの規定させてもらっています。管理不全な状態となった空き家の存在等を住民からの情報いただくということを位置づけたものでございます。

第5条は、立ち入り調査にいて規定させてもらっています。住民等からの情報があった場合に、管理不全な状態にある空き家等に対し、危険な状態判定するために立ち入り調査を行えるというふうに定めております。この調査につきましては、危険な状態であるか否かを判断するのに困難な場合に行う部分でございます。犯罪捜査を認めたものではございません。

第6条に助言それから指導、勧告について規定しております。行政手続法による是正の手続として、まずは行政指導があるというふうになっております。立ち入り調査の結果、空き家等が管理不十分な状態やそのおそれがあると判断した場合、所有者等に対して改善措置を行うように町が助言・指導することができること、また、助言・指導に従わない場合については是正の勧告を行うことができますよということを定めております。

第7条は、措置命令について規定しております。勧告に従わない場合につきましては、期限を定めて行政処分として最も重い命令処分を行うことができることを定めております。

第8条には、公表につきまして定めております。命令処分に従わない場合につきましては、所有者等の住所、氏名、それから空き家等の所在地、それから命令の内容等を公表すること定めたものでございます。公表の規定につきましては、制裁措置として定めて、この行為によって命令の実効性を担保する効果を期待したものであります。

第9条に、安全代行措置というものを定めさせてもらっています。行政指導を行う中で、所有者等がみずから必要な措置を講じることができない場合、所有者等が経費を負担することを前提に受けて、町が最低限の措置を代行することができる部分を定めたものでございます。

第10条は、行政代執行につきまして定めさせてもらっています。命令処分の公表を行ってもこれに従わない場合の最終的な手段として、行政代執行法に基づく代執行を行うことができることを定めたものでございます。行政代執行の適用に関しましては、地域住民の財産に町が強制的に処置することになります。慎重に取り扱う必要があることから、経過や関係機関等との協議や意見も踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

第11条は、関係行政機関との連携につきまして定めさせてもらっています。空き家等であることが起因して、犯罪や火災を誘発、引き起こすおそれがある場合や、町だけで対応が困難な場合につきましては、警察や消防等の関係機関に情報提供を行い、必要な協力を要請できることを定めたものでございます。

第12条には、委任につきまして規定しております。この条例以外に必要な事項は、規則に委任し必要な措置を講じることができることを定めています。

附則としまして、この条例につきましては平成 25 年 4 月 1 日から施行するというこの案でございます。

この案を持ちまして 3 月の議会に提案していきたいというふうに考えております。

次に、資料 2 でパブリックコメントの実施結果について資料をつけさせてもらっています。意見の提出期間につきましては、去年の 12 月 26 日から 25 年 1 月 25 日の間で意見を提出していただいております。意見の提出者につきましては 3 名、件数にして 8 件でございます。

まず、第 1 条（所有者）の関係で意見が提出されております。内容としましては、所有者以外の権利、地上権だとか抵当権、それから賃借権等を有する方がいる場合もありますけれども、そういった場合はどのようになりますかというご意見でございます。右側に町の考え方を記載させてもらっています。町の考え方としましては、第 1 条では一般的な状態を捉えて位置づけをしておりまして、権利者等を当該条文には表記しておりませんが、空き家においてこのようなケースも想定されますので、適正な状況把握をした中で対応していきたいというふうに町の考え方を位置づけております。

次のページにいきまして、第 5 条（立ち入り調査）についての意見が出てきております。立ち入り調査の規定でありますけれども、地方税法上の現地調査等の関係はどうなりますかという意見でございます。町のほうの考え方としましては、地方税法含め各法令に基づく調査等におきましては、町の関係部局とも連携を図りながら対策会議を設置し、必要な調査等の対応について情報提供を図っていきたいというふうに考えております。なお、対策会議の設置に当たり、個人情報の取り扱いについては白老町情報公開個人情報保護審査会を経て対応していきたいというふうに考えております。

次に、第 6 条（助言、指導及び勧告）についての意見が 3、4 ということで 2 件出されております。まず 3 は、白老町の火災予防条例と空き家等の条例の関係はどうなりますかといったような意見でございます。町の考え方としましては、白老町の火災予防条例のほかに関係する法令に関する関係等については、関係部署とこれも協議した中で情報共有していきたいというふうに考えております。未然防止のための各条例の目的に応じて対策を講じていきたいというふうに町の考え方は整理しております。

それから 4 として、建築基準法に関する意見が大きく 3 つほど出されております。危険家屋の所有者に対する規定と、危険家屋の基準はということと、限定特定行政庁の範囲を超える建物はというふうになりますかという意見が出されております。その部分につきましては、建築基準法第 10 条の勧告措置及び同法 9 条第 12 項の行政代執行による対応の建築基準法上にはありますけれども、全道的に見た場合については講じられた事例はないといったような状況が現状でございます。この部分につきましても、関係部署との対策会議の中で協議しながら、措置を講じていきたいということです。それから危険家屋の基準につきましては、ご指摘のとおりいろいろなケースが想定されることになると思います。なので、こういったものが危険家屋なのかということを表示するのちょっと難しい部分でございますけれども、同法の取り扱いと本条の適用を踏まえながら、地域の実態にあった方法で対策を講じていきたいというふうに

考えております。最後に、限定特定行政庁の範囲を超える建物部分につきましては、基本的に北海道のほうが所管するということとなりますので、道のほうとの協議を踏まえた中で措置等を講じていきたいというふうに考えております。

それから、次のページに移りますけれども、全体を通して3件ほどのご意見が出されております。この部分につきましては、記載されているとおりでございますが、最後8点目ということで、法律を超える制限があるのではないかというご意見でございます。行政手続法に当たるということで、条例案の第8条に公表という部分がありますけれども、この部分のことを指しているということになります。この部分につきましては、下のほうに修正した条文ということで第8条をつけ加えさせていただいています。町長は、前項の規定により公表するときには、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。といったような条文を入れて対応していきたいというふうに考えております。

以上がパブリックコメントで出されてきた意見ということになります。

また資料の最初に戻っていただきたいというふうに思います。3、パブリックコメント等による修正内容についてですけれども、(1)、安全代行措置につきましては、先ほどご説明したとおり第9条に入れさせてもらっています。先ほど条例の部分でもご説明させていただきましたけれども、設定した理由につきましては、安全代行措置ということは、町外者等であつたような行政指導における改善対策の手法としてこれを加えたということになります。それから、(2)の公表の部分につきましては先ほどご説明したとおりでございます。それから、(3)の罰則の規定についてなのですけれども、この部分については、去年の11月末に委員会に一度ご説明させていただいた部分で、罰則の規定にも触れていたのですけれども、今回の案につきましては削除しているという状況でございます。削除した理由につきましては、記載されているとおりでございます。

それから、4、事務処理等の対応の流れの資料3につきましては、条例案に説明した流れに沿った事務処理ということで資料をつけさせてもらっています。住民からの情報提供からスタートしまして、最終的には行政代執行までと、こういったような事務処理の流れになっているということで参考資料としてつけさせていただいています。

それから最後に、5、廃屋対策会議の部分でございます。会議の構成について書いております。現在6部署で会議を構成しております。生活環境課、建設課、消防本部、財政税務課、上下水道課と子ども課という形の中で廃屋対策会議を設置しております。これまで4回会議を開いております。今後ですけれども、条例制定後につきましてはその会議を定例化して、実際にその廃屋の関係の対策に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上で条例に関する説明を終わらせていただきます。

○委員長(西田祐子君) ただいま担当課から説明がありましたけれども、この件につきまして特に聞いておきたいこと、また確認しておきたいことがございましたらどうぞ。

氏家委員。

○委員長(氏家裕治君) 氏家です。今回のこの空き家等の適正管理に関する条例、個別条例

として出されていますけれども、前にも話したかもしれませんが。環境基本条例の中でこういった条例を構築していくということも案としてあるのではないのかなと思ったのですが、今回はこうして個別条例として上げた理由というか、そのほうが行政として取り組みやすいというか、使いやすい条例だということで認識したものなのか。その確認だけお願いします。

○委員長（西田祐子君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 今の部分でございますけれども、結論から言うと、単独のこういった条例をつくったほうが取り組みやすいといった結論の中で今回条例案を出させていただきたいというふうに判断したものでございます。環境基本条例の中にとということも考えたのですけれども、環境基本条例そのものが全体の中の大きなくくりになっているという部分がありますので、単独で条例を制定することによって、実際事務もやりやすいという判断をさせていただきました。

○委員長（西田祐子君） 本間生活環境課主査。

○生活環境課主査（本間 力君） 若干補足させていただきます。1月現在で、全国で138自治体が条例をつくっております。その中で単独で条例をつくっているのが93自治体、約67%、7割ぐらいになっていますが、それ以外が、先ほど氏家委員がおっしゃるとおり環境基本条例ではなくて環境保全条例という位置づけでつくられている部分がございます。あとそれに保全に近い景観条例がつくられているところが38自治体ぐらいございます。それ以外に火災予防条例だとかというのも一部少量なのですが行われているというところで、先ほど課長が言ったとおり、単独条例の中で本町としても積極的に取り組んでいきたいことと、やはり条例で全て解決できるとは今の段階では到底考えておりません。ただ条例をつくることでこの行政指導を強化できる部分もありますので、やはり今後空き家が増加する傾向も含めて、未然防止対策とか、対策会議の中で、各所管部署との連携を踏まえて、可能な範囲でそういった部分の対策を講じていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。パブリックコメントがこういうものに対して3件あったというのは大したものだなというふうに逆に言うと思うのです。もちろん個人情報の問題あるのでしょうかけれども、どういう方、名前とかではなくて、どういう方から来ているのですか。例えば建築関係の人から来ているとか、そういう意味で私は言っているのです。個人的なことを言っているのではなくて。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） パブリックコメントのこういった内容は、お名前は当然申し上げられませんが、基本的には元職員の方を中心に来てございます。大淵委員はよく知っている方です。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） パブリックコメント3件というのは大したものだなと。こういうことがすごく大切だと私自身は。例えば職員の方だとしても、こういうものに関心持っているとい

うことがすごく大切だと思うのです。だから、実効性の問題は今本間生活環境課主査が言われたようなことがあるけれども、やっぱりこれはつくって、きちっとまちができるようにしておくということは非常に必要あると思いますので、結構ではないでしょうか。

○委員長（西田祐子君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） パブリックコメントの内容を見ますとかなり高度なもので、実は条例をつくってやっていく中で盲点というのですか、こういうことが起きないようにということのアドバイスの中でいただいて、そこを確認してやらせていただいているということでございます。

○委員長（西田祐子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、空き家等の適正管理に関する条例の制定について担当課からの説明を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（西田祐子君） 以上で全ての案件の説明が終わりましたので、本日の建設厚生常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 5時10分）